

【別表】

令和5年度 特定調達品目の分野及び品目一覧

10分野77品目


令和5年7月1日以降適用

分野	品目
紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙（色紙や上質紙を除くA3・A4・B4・B5サイズに限る） ・トイレトペーパー ・ティッシュペーパー
文具類	<ul style="list-style-type: none"> ・シャープペンシル ・シャープペンシル替芯 ・ボールペン ・マーキングペン ・鉛筆 ・スタンプ台 ・朱肉 ・ゴム印 ・回転ゴム印 ・定規 ・トレー ・消しゴム ・ステープラー（汎用型：別称ホッチキス） ・連射式クリップ（本体：別称ガチャック） ・事務用修正具（テープ） ・事務用修正具（液状） ・クラフトテープ ・布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む） ・両面粘着紙テープ ・製本テープ ・ブックスタンド ・ペンスタンド ・クリップケース ・はさみ ・パンチ（手動） ・OAクリーナー（ウェットティッシュタイプ。詰替用を除く。） ・マウスパッド ・カッターナイフ ・カッティングマット ・デスクマット ・のり（液状）（補充用を含む。） ・のり（澱粉のり）（補充用を含む。） ・のり（固形） ・のり（テープ） ・ファイル ・バインダー ・ファイリング用品 ・アルバム ・ノート ・パンチラベル ・タックラベル ・インデックス ・付箋紙 ・付箋フィルム ・ごみ箱 ・リサイクルボックス ・チョーク ・グラウンド用白線 ・梱包用バンド ・テープ印字機等用力セット ・テープ印字機用等テープ
オフィス家具等	<ul style="list-style-type: none"> ・いす ・机 ・棚 ・収納用什器（棚以外）
電子計算機等	<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機（別称：パソコン） ・磁気ディスク装置（別称：ハードディスク） ・記録用メディア（CD・DVD・BDに限る）
オフィス機器等	<ul style="list-style-type: none"> ・電子式卓上計算機（別称：電卓）
エアコンディショナー等	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用エアコンディショナー ・業務用エアコンディショナー ・ガスヒートポンプ式冷暖房機 ・ストーブ
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・LED照明器具 ・電球型LEDランプ → 蛍光灯（夫きさの区分40形直管蛍光灯）（削除）
自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用車 ・小型バス ・小型貨物車 ・バス等 ・トラック等 ・乗用車用タイヤ（夏タイヤに限る）
消火器	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器
作業服	<ul style="list-style-type: none"> ・作業服（防寒具を除く） ・帽子

【備考】

- ・古紙、古紙パルプ配合率、再生プラスチック、その他本計画で特段の定めがない語句の定義については、国の定義と同様とする。
- ・特殊な用途に使用するため、支障のある場合は対象外とする。
- ・青字…当該年度変更品目

1 紙類 (3品目)

品目	評価基準	参考となる環境ラベル
コピー用紙	<ul style="list-style-type: none"> 古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他持続可能性を目指したパルプ利用割合、白色度及び坪量を算定式により総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 バージンパルプの合法性が担保されていること。 製品に総合評価値及びその内訳が記載されていること。 	 エコマーク
トイレットペーパー	<ul style="list-style-type: none"> 古紙パルプ配合率 100%であること。 	
ティッシュペーパー		

【備考】

- ・エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合している。
- ・コピー用紙に係る指標内容と総合評価の計算式は以下のとおり。

指標項目		評価式	変数範囲	重み付け	点数範囲
基本項目	古紙パルプ配合率 (%) x_1	$y_1 = x_1 - 20$	$70 \leq x_1 \leq 100$	1	$50 \leq y_1 \leq 80$
	森林認証材パルプ利用割合 (%) x_2	$y_2 = x_2 + x_3$	$0 \leq x_2 + x_3 \leq 30$	1	$0 \leq y_2 \leq 30$
	間伐材等パルプ利用割合 (%) x_3			1	
	その他持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%) x_4	$y_3 = 0.5 \cdot x_4$	$0 \leq x_4 \leq 30$	0.5	$0 \leq y_3 \leq 15$
加算項目	白色度 (%) x_5	$y_4 = -x_5 + 75$	$60 \leq x_5 \leq 75$	-	$0 \leq y_4 \leq 15$
	坪量 (g/m ²) x_6	$y_5 = -2.5 \cdot x_6 + 170$	$62 \leq x_6 \leq 68$	-	$0 \leq y_5 \leq 15$


※白色度について、 $x_5 < 60$ の場合は $x_5 = 60$ 、 $x_5 > 75$ の場合は $x_5 = 75$ とする。


※坪量について、 $x_6 < 62$ の場合は $x_6 = 62$ 、 $x_6 > 68$ の場合は $x_6 = 68$ とする。


■総合評価値の計算式

$$Y = (y_1 + y_2 + y_3) + (y_4 + y_5) \geq 80$$

2 文具類 (49 品目)

品目	評価基準	参考となる環境ラベル
【文具類共通】	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>○共通基準又は個別基準を満たすこと。</p> <p>○エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p> <p>【共通基準】</p> <p>①金属を除く主要材料がプラスチックの場合 再生プラスチック配合率が40%以上（ポストコンシューマ材料の場合は20%以上）又はバイオマスプラスチックを使用していること。</p> <p>②金属を除く主要材料が木質の場合 間伐材、端材等の再生資源又は原料として使用される原木は合法的な木材が使用されていること。</p> <p>③金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。 ア 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ バージンパルプの合法性が担保されていること。</p> <p>④大部分の材料が金属類の場合は、次の要件を満たすこと。 ア 原材料使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化 ・イ 異種材料間の易分解性（安全性の観点から必要性のある部品を除く）</p>	 <p>エコマーク</p>
シャープペンシル	・共通基準を適用	
シャープペンシル替芯	・共通基準を容器に適用	
ボールペン	・共通基準に加え、 <u>芯が交換できること。</u>	
マーキングペン、鉛筆	・共通基準を適用	
スタンプ台、朱肉	・再生プラスチック配合率 70%以上又はバイオマスプラスチックを使用していること。（ポストコンシューマ材料の場合は 35%以上）	
ゴム印、回転ゴム印、定規、トレー	・共通基準を適用	
消しゴム	・共通基準を巻紙又はケースに適用	
ステープラー 連射式クリップ 事務用修正具（テープ） 事務用修正具（液状） クラフトテープ	<p>①主要材料がプラスチックの場合にあつては、再生プラスチック配合率 70%以上又はバイオマスプラスチックを使用していること。（ポストコンシューマ材料の場合は 35%以上）</p> <p>②上記①以外の場合にあつては、共通基準を適用。</p> <p>・共通基準を容器に適用</p> <p>・古紙パルプ配合率 40%以上であること。</p> <p>・バージンパルプの合法性が担保されていること。</p>	

品目	評価基準	参考となる 環境ラベル
布粘着テープ(プラスチック製クロステープ)	・再生プラスチック配合率 40%以上又はバイオマスプラスチックを使用していること。	 エコマーク
両面粘着紙テープ	・古紙パルプ配合率 40%以上であること。 ・バージンパルプの合法性が担保されていること。	
製本テープ	・共通基準をテープ基材に適用。	
ブックスタンド	・再生プラスチック配合率 70%以上又はバイオマスプラスチックであること。(ポストコンシューマ材料の場合は 35%以上)	
ペンスタンド、 クリップケース、 はさみ、パンチ(手動) マウスパッド、 カッターナイフ	・共通基準を適用	
OAクリーナー (ウェットティッシュタイプ)	容器ボトル部分が、再生プラスチック配合率70%以上又はバイオマスプラスチックを使用していること。(ポストコンシューマ材料の場合は35%以上)	
カッティングマット、 デスクマット、 のり(液状)(補充用を含む)、 のり(澱粉のり)(補充用を含む)	・共通基準を容器に適用	
のり(固形)、 のり(テープ)	・共通基準を容器及びケースに適用	
ファイル、バインダー	①主要材料が紙の場合にあっては、次の要件を満たすこと。 ア 紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。 イ バージンパルプの合法性が担保されていること。 ②上記①以外の場合にあっては、共通基準を適用。	
ファイリング用品、 アルバム	・共通基準を適用	
ノート	・古紙パルプ配合率 70%以上であること。 ・バージンパルプの合法性が担保されていること。 ・塗工されているものについては塗工量が両面で 30g/m ² 以下であり、塗工されていないものについては白色度が 70%程度以下であること。	
パンチラベル	・共通基準を適用	



品目	評価基準	参考となる環境ラベル	
タックラベル、インデックス、付箋紙	①主要材料が紙の場合にあっては、次の要件を満たすこと。 ア 紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。(粘着部分を除く) イ バージンパルプの合法性が担保されていること。 ②上記①以外の場合にあっては、共通基準を適用。	 エコマーク	
付箋フィルム	・共通基準を適用		
ごみ箱、リサイクルボックス	①主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチック配合率 70%以上又はバイオマスプラスチックを使用していること。(ポストコンシューマ材料の場合は 35%以上) ②上記①以外の場合にあっては、共通基準を適用。		
チョーク	・再生材料が製品全体重量比で 10%以上使用されていること。		
グラウンド用白線	・再生材料が製品全体重量比で 70%以上使用されていること。		
梱包用バンド	①主要材料が紙の場合にあっては、古紙パルプ配合率 100% であること。 ②主要材料がプラスチックの場合にあっては、ポストコンシューマ材料の再生プラスチックが 25%以上使用されていること。(廃ペットボトルのリサイクル製品は除く)		
テープ印字機等用カセット	共通基準又は次の要件を満たすこと。 ・消耗品が交換できることの表示 ・5回以上繰り返し使用可能 ・使用済み製品の回収システムの保有 ・使用済み製品の再資源化率 95%以上		
テープ印字機等用テープ	共通基準又は次の要件を満たすこと。 ・テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること		

【備考】

- ・エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合している。
- ・金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは対象外とする。
- ・「ステープラー（汎用型）」とは、10号のつづり針を使用するハンディタイプのものをいう。
- ・「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル（フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー（とじ具）、コンピュータ用キャップ式等）及び穴をあけずにとじる各種ファイル（フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、函面ファイル、ケースファイル等）等をいう。
- ・「バインダー」とは穴をあけずにとじる、MP バインダー、リングバインダー等をいう。
- ・「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充して用いる背見出し、ポケット及び仕切紙をいう。

- ・「ポストコンシューマ材料」とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品をいう。
- ・「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。また、バイオマスプラスチックは、環境負荷低減効果が確認されたものに限る。

3 オフィス家具等（4品目）





品目	評価基準	参考となる環境ラベル
<p>いす、机、棚、 収納用什器（棚以外）</p>	<p>【全品目共通基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後 5 年以上とすること。 ①主要材料がプラスチックの場合にあつては、次のいずれかの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 再生プラスチックがプラスチック重量比で 10%以上使用されていること。 イ バイオマスプラスチックがプラスチック重量の 25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上であること。 ②主要材料が木質の場合にあつては、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 間伐材、端材等の再生資源であること又は原料として使用される原木は合法的な木材が使用されていること。 イ 材料からのホルムアルデヒドの拡散速度が0.02mg/m³h以下であること。 ③主要材料が紙の場合にあつては、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 古紙パルプ配合率50%以上であること。 イ バージンパルプの合法性が担保されていること。 ④大部分の材料が金属類（95%以上）の棚又は収納用什器の場合にあつては、次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 棚板の機能重量が0.1以下であること。 イ 単一素材分解可能率が90%以上であること。 ウ リデュース及びリサイクルに配慮された設計であること。 	<p>参考となる環境ラベル</p>  <p>エコマーク</p>  <p>JOIFA グリーンマーク</p>

【備考】

- ・バイオマスプラスチックは、ライフサイクルアセスメント等により環境負荷低減効果が確認されたものに限る。
- ・JOIFA グリーンマークが添付されているものは、グリーン購入法に適合している。
- ・機能重量とは、棚板の重さ当たりの耐荷重（棚板重量（kg）÷ 棚耐荷重（kg））をいう。
- ・単一素材分解可能率とは、製品の部品数のうち、単一素材まで分解可能な部品数の割合をいう。

$$\text{単一素材分解可能率（\%）} = \text{単一素材まで分解可能な部品数} / \text{製品部品数} \times 100$$



4 画像機器等（3品目）

品目	評価基準	参考となる環境ラベル
電子計算機（別称：パソコン）	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費効率は、省エネ法又は国際エネルギースタープログラムのいずれかを適用すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 省エネ法：サーバ型、クライアント型ともに100%以上達成であること。 イ 国際エネルギースタープログラム：Ver. 8.0 基準適合であること。 ・パーソナルコンピュータの場合にあっては、特定の化学物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE）は、含有率基準値を超えないこと。 ・一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器及び機能の簡素化がなされていること。 ・プラスチックが使用されている場合、少なくとも筐体又は部品の一つに、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されていること。 	 <p>国際エネルギー スタープログラ ム(エネスタ)</p>   <p>省エネ ラベリング制度</p>
磁気ディスク装置（別称：ハードディスク）	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率100%以上であること。 	
記録用メディア（CD・DVD・BDに限る）	<p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生プラスチック40%以上又は古紙パルプ配合率70%以上（エコマーク認定品）であること。 ・スリムタイプ又はスピンドルタイプであること。 ・バイオマスプラスチックであること。 	<p>エコマーク</p>

【備考】

- ・電子計算機は、省エネ法の対象機種、又はエネスタの対象機種とする。ただし、グリーン購入法では、省エネ法では対象外の 20 万メガ演算以上のクライアント型電子計算機も対象とする。エネスタの基準を適用する場合は、エネスタの対象品目が対象範囲となる。
- ・「一般行政事務用ノートパソコン」とは、行政事務用として使用するノートパソコンであって、モバイル用を除く。
- ・「搭載機器及び機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。
 - ア 内蔵モデム、無線 LAN、CD/DVD、BD ドライブ等は非搭載（カスタマイズ可能）であること。
 - イ USB インターフェースが 2 つ以上あること。
 - ウ 赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PC カード、S-ビデオ端子等は装備されていないこと。
- ・磁気ディスク装置の対象は、省エネ法の対象機種とし、省エネラベル緑色はグリーン購入に適合している。
- ・記録用メディアの対象は、直径 12cm の CD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-RE とする。
- ・記録用メディアについては、エコマーク認定品はグリーン購入法に適合している。




5 オフィス機器等 (1 品目)

品目	評価基準	参考となる 環境ラベル
電子式卓上計算機 (別称：電卓)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ・ 再生プラスチック配合率40%以上であること。 ・ 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 	<div style="text-align: center;">  <p>省エネ ラベリング制度</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>エコマーク</p> </div>

【備考】

- ・ 電子式卓上計算機の対象は、通常の行政事務の用に供するものとする。
- ・ 電子式卓上計算機について、エコマーク認定品は、使用電力に係る基準（太陽電池からの供給割 50%以上）は満たしている。


6 エアコンディショナー等 (4 品目)

品目	評価基準	参考となる環境ラベル																		
家庭用エアコン ディショナー 業務用エアコン ディショナー	<p>ア 表の区分ごとの判断の基準を満たすこと。</p> <p>【家庭用エアコンディショナー】</p> <table border="1" data-bbox="411 454 1214 553"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>冷房能力</th> <th>判断の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭用エアコン</td> <td>28kW以下</td> <td>省エネ法達成率100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【業務用エアコンディショナー】</p> <table border="1" data-bbox="411 647 1209 1167"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>冷房能力</th> <th>判断の基準 基準値1</th> <th>判断の基準 基準値2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務用エアコン (ビル用マルチ以外)</td> <td>28kW以下</td> <td>(設定なし)</td> <td>省エネ法達成率88%以上</td> </tr> <tr> <td>業務用エアコン (ビル用マルチ)</td> <td>50.4kW以下</td> <td>下記のいずれかを満たす ・省エネ法達成率100% ・省エネ法達成率88%以上かつ冷房の地球温暖化係数750以下</td> <td>省エネ法達成率88%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 冷媒に使用されている物質の地球温暖化係数は750以下であること。</p> <p>ウ 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。</p>	区分	冷房能力	判断の基準	家庭用エアコン	28kW以下	省エネ法達成率100%	区分	冷房能力	判断の基準 基準値1	判断の基準 基準値2	業務用エアコン (ビル用マルチ以外)	28kW以下	(設定なし)	省エネ法達成率88%以上	業務用エアコン (ビル用マルチ)	50.4kW以下	下記のいずれかを満たす ・省エネ法達成率100% ・省エネ法達成率88%以上かつ冷房の地球温暖化係数750以下	省エネ法達成率88%以上	 <p>統一省エネラベル</p>  <p>JIS マーク</p>  <p>省エネラベリング制度 (緑色はストーブに適用)</p>
区分	冷房能力	判断の基準																		
家庭用エアコン	28kW以下	省エネ法達成率100%																		
区分	冷房能力	判断の基準 基準値1	判断の基準 基準値2																	
業務用エアコン (ビル用マルチ以外)	28kW以下	(設定なし)	省エネ法達成率88%以上																	
業務用エアコン (ビル用マルチ)	50.4kW以下	下記のいずれかを満たす ・省エネ法達成率100% ・省エネ法達成率88%以上かつ冷房の地球温暖化係数750以下	省エネ法達成率88%以上																	
ガスヒートポンプ式冷暖房機	<ul style="list-style-type: none"> ・期間成績係数が1.07以上 (JIS規格適合機種のうちAPF p1.07以上が適合) ・オゾン層破壊物質不使用 																			
ストーブ	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率100%以上であること。 																			

【備考】

- ・家庭用及び業務用エアコンディショナーの対象範囲は、省エネ法の対象機種とする。冷房能力が28kW (マルチタイプのものは50.4kW) を超えるものは、物品としては適用外とする。マルチタイプは室外機1台に対し室内機を2台接続するものをいう。
- ・ガスヒートポンプ式冷暖房機は、JIS規格適合機種のうちAPF p1.07以上が適合となる。
- ・ガスヒートポンプ式冷暖房機の対象範囲は、定格冷房能力が、7.1kW を超え28kW 未満のものとする。
- ・ストーブの対象は、省エネ法の対象 (ガス又は灯油を燃料とするもの) とする。
- ・ストーブについては、緑色の省エネラベルの製品が基準を満たす。



7 照明 (2 品目)

品目	評価基準	参考となる環境ラベル																																								
LED照明器具	<p>・固有エネルギー消費効率、平均演色評価数Ra及びモジュール寿命が下表の基準以上であること。</p> <table border="1" data-bbox="354 454 1230 777"> <thead> <tr> <th rowspan="2">光源色</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="5">LED照明器具</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>ダウンライト</th> <th>高天井器具</th> <th>投光器</th> <th>防犯灯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼光色</td> <td>基準値1</td> <td>144</td> <td>114</td> <td>156</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>昼白色、白色</td> <td>基準値2</td> <td>120</td> <td>95</td> <td>130</td> <td>105</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>温白色</td> <td>基準値1</td> <td>102</td> <td>96</td> <td>102</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>電球色</td> <td>基準値2</td> <td>85</td> <td>80</td> <td>85</td> <td>90</td> <td>対象外</td> </tr> </tbody> </table> <p>・平均演色評価数Raは80以上であること。(ダウンライト、高天井器具、投光器、防犯灯は70以上)</p> <p>・LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。</p> <p>・特定の化学物質が含有基準値以下であり、含有情報が公表されていること。</p>	光源色	区分	LED照明器具					一般	ダウンライト	高天井器具	投光器	防犯灯	昼光色	基準値1	144	114	156	-	-	昼白色、白色	基準値2	120	95	130	105	80	温白色	基準値1	102	96	102	-	-	電球色	基準値2	85	80	85	90	対象外	無し
光源色	区分			LED照明器具																																						
		一般	ダウンライト	高天井器具	投光器	防犯灯																																				
昼光色	基準値1	144	114	156	-	-																																				
昼白色、白色	基準値2	120	95	130	105	80																																				
温白色	基準値1	102	96	102	-	-																																				
電球色	基準値2	85	80	85	90	対象外																																				
電球形LEDランプ	<p>以下のランプ効率、演色性能評価数(Ra)、定格寿命を満たすこと、又はエコマーク認定基準若しくはそれと同等の基準を満たすこと。</p> <table border="1" data-bbox="362 1151 1230 1641"> <thead> <tr> <th rowspan="2">光源色</th> <th colspan="2">ランプ効率</th> <th rowspan="2">演色性(Ra)</th> <th rowspan="2">定格寿命</th> </tr> <tr> <th>E26/E17口金 GX53口金</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼光色</td> <td rowspan="3">110.0lm/W以上</td> <td rowspan="3">80lm/W以上</td> <td rowspan="3">Ra70以上</td> <td rowspan="3">40,000時間以上</td> </tr> <tr> <td>昼白色</td> </tr> <tr> <td>白色</td> </tr> <tr> <td>温白色</td> <td rowspan="2">98.6lm/W以上</td> <td rowspan="2">70lm/W以上</td> <td rowspan="2">Ra70以上</td> <td rowspan="2">30,000時間以上</td> </tr> <tr> <td>電球色</td> </tr> <tr> <td>ビーム開き90度未満の反射系</td> <td>-</td> <td>50lm/W以上</td> <td>Ra70以上</td> <td>30,000時間以上</td> </tr> </tbody> </table>	光源色	ランプ効率		演色性(Ra)	定格寿命	E26/E17口金 GX53口金	左記以外	昼光色	110.0lm/W以上	80lm/W以上	Ra70以上	40,000時間以上	昼白色	白色	温白色	98.6lm/W以上	70lm/W以上	Ra70以上	30,000時間以上	電球色	ビーム開き90度未満の反射系	-	50lm/W以上	Ra70以上	30,000時間以上	 エコマーク															
光源色	ランプ効率		演色性(Ra)	定格寿命																																						
	E26/E17口金 GX53口金	左記以外																																								
昼光色	110.0lm/W以上	80lm/W以上	Ra70以上	40,000時間以上																																						
昼白色																																										
白色																																										
温白色	98.6lm/W以上	70lm/W以上	Ra70以上	30,000時間以上																																						
電球色																																										
ビーム開き90度未満の反射系	-	50lm/W以上	Ra70以上	30,000時間以上																																						

【備考】

- ・LED照明器具の対象は、照明用白色LEDを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋め込み形及び壁付け形として使用するものとする。ただし、従来の蛍光灯で使用されている口金から給電されるLEDランプを装着するための器具は、当面の間は対象外とする。

8 自動車等（6品目）

品目	評価基準			参考となる環境ラベル															
乗用車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電動車等であること。 ・ ハイブリッド車は、2030年度燃費基準値60%達成レベル以上であること、かつ、令和2(2020)年度燃費基準値以上であること。 																		
小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の区分ごとの基準を満たすこと。 <table border="1" data-bbox="352 577 1209 1211"> <thead> <tr> <th data-bbox="352 577 523 629">区分</th> <th data-bbox="523 577 676 629">基準値 1</th> <th data-bbox="676 577 1209 629">基準値 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="352 629 523 725">小型バス</td> <td data-bbox="523 629 676 725">電動車等</td> <td data-bbox="676 629 1209 725">次世代自動車又は低排出ガス（ガソリンのみ）かつ低燃費（2015年度燃費基準達成）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 725 523 1014">小型貨物車</td> <td data-bbox="523 725 676 1014">電動車等</td> <td data-bbox="676 725 1209 1014"> 次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両 （軽貨物及び中量貨物車） 2015年度燃費基準5%超過達成 （軽量貨物車） 2015年度燃費基準15%超過達成 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1014 523 1111">バス等</td> <td data-bbox="523 1014 676 1111">電動車等</td> <td data-bbox="676 1014 1209 1111">次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両（2015年度燃費基準5%超過達成）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1111 523 1211">トラック等</td> <td data-bbox="523 1111 676 1211">電動車等</td> <td data-bbox="676 1111 1209 1211">次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両（2015年度燃費基準5%超過達成）</td> </tr> </tbody> </table>			区分	基準値 1	基準値 2	小型バス	電動車等	次世代自動車又は低排出ガス（ガソリンのみ）かつ低燃費（2015年度燃費基準達成）	小型貨物車	電動車等	次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両 （軽貨物及び中量貨物車） 2015年度燃費基準5%超過達成 （軽量貨物車） 2015年度燃費基準15%超過達成	バス等	電動車等	次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両（2015年度燃費基準5%超過達成）	トラック等	電動車等	次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両（2015年度燃費基準5%超過達成）	自動車の燃費性能の評価及び公表  低排出ガス車認定
区分	基準値 1	基準値 2																	
小型バス	電動車等	次世代自動車又は低排出ガス（ガソリンのみ）かつ低燃費（2015年度燃費基準達成）																	
小型貨物車	電動車等	次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両 （軽貨物及び中量貨物車） 2015年度燃費基準5%超過達成 （軽量貨物車） 2015年度燃費基準15%超過達成																	
バス等	電動車等	次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両（2015年度燃費基準5%超過達成）																	
トラック等	電動車等	次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両（2015年度燃費基準5%超過達成）																	


【備考】

- ・ 電動車とは、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車をいう。
- ・ 次世代自動車： 電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。
- ・ 自動車の燃費性能については、国土交通省HP「自動車の燃費性能に関する公表」で確認できます。
- ・ （一社）日本自動車工業会では、「グリーン購入法適合車種リスト」を公表しています。

燃費ステッカーの表示

省エネ法で定める燃費基準値以上の燃費の良い自動車には、以下のステッカーを自動車の見やすい位置に貼付又はカタログ等に表示するものとしています。目標年度ごとにラベルが異なりますので、車種に対応した基準年度及び達成率を確認する必要があります。
 例えば、2030年度燃費基準 60%達成が適用される場合は、1つ★以上が基準を満たすものとなります(重量区分によっては、2020年度燃費基準値も同時に達成する必要あり)。


2030 年度燃 費基準	100%達成 	95%達成 	90%達成 	85%達成 	80%達成
	75%達成 	70%達成 	65%達成 	60%達成 	55%達成
2020 年度燃 費基準	110%達成 	105%達成 	100%達成 	11	
	125%達成 	120%達成 	115%達成 	110%達成 	105%達成
2015 年度燃 費基準	100%達成 				

品目	評価基準	参考となる環境ラベル
乗用車用タイヤ(夏タイヤに限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の転がり抵抗及びウェットグリップ性能を満たすこと。 基準値1：転がり抵抗係数7.7以下かつウェットグリップ性能が110以上であること。 基準値2：転がり抵抗係数7.7以下かつウェットグリップ性能が110以上であること。 ・スパイクタイヤでないこと。 	 低燃費タイヤ 統一マーク

【備考】

- ・転がり抵抗係数が9.0以下のものとは、低燃費タイヤ統一マークでのグレードがAAA~Aのものである。基準値1は7.7以下(グレードAA)、基準値2は9.0以下(グレードA)に設定されている。
- ・ウェットグリップ性能が110以上のものとは、低燃費タイヤ統一マークでのグレードがa~dのものである。
- ・市販用タイヤを対象とし、新車等の購入時に装着されているものは適用外とする。
- ・スタッドレスタイヤは適用外とする。





9 消火器 (1 品目)

品目	評価基準	参考となる 環境ラベル
消火器	次の要件を満たすこと、又はエコマーク認定基準を満たすこと 若しくは同等のものであること。 ・消化薬剤に、再生材料が重量比で 40%以上使用されていること。 ・廃消火器の回収等のシステムがあること。	 エコマーク

【備考】

- ・エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合している。
- ・対象は、粉末 ABC 消火器とする。(A:普通火災、B:油火災、C:電気火災)
- ・回収等のシステムとは、次の要件を満たすことをいう。
 - ア 製造事業者又は販売事業者が自主的に廃消火器を回収するルートを構築していること。
 - イ 製品本体、カタログ又はウェブサイトいずれかでユーザに対し、回収方法、回収窓口等が表示又は提供されていること。
 - ウ 回収された製品を再使用、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルすること。
 - エ 回収された製品のうち、再使用又はリサイクルできない部分については、エネルギー回収すること。

10 作業服（2品目）

品目	評価基準	参考となる環境ラベル
作業服（防寒具を除く）	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上（裏生地を除く） ※ポリエステルが裏生地を除く繊維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比 50%以上 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有 故繊維から得られるポリエステル繊維が 10%以上 植物を原料とする合成繊維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上 植物を原料とする合成繊維が 10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上かつ回収システムの保有 エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 	 <p>エコマーク</p>  <p>PETボトル 再利用品</p> <p>PETボトルリサイクル推奨マーク</p>
帽子	<p>次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上 ※ポリエステルが繊維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は繊維部分重量比 10%かつ、ポリエステル繊維重量比 50%以上 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有 故繊維から得られるポリエステル繊維が 10%以上 植物を原料とする合成繊維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上 植物を原料とする合成繊維が 10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上かつ回収システムの保有 	 <p>H26.3 まで</p>  <p>H26.4 から エコ・ユニフォーム マーク</p>

【備考】

- ・PET ボトルリサイクル推奨マークがついたものは、グリーン購入法に適合している。
- ・エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合している。
- ・エコ・ユニフォームマークがついたものは、グリーン購入法に適合している。
- ・「回収システム」とは、メーカーや販売者が回収ルートを構築しており、製品やカタログ等に回収に関する情報提供がされていることをいう。
- ・市指定の作業着は、夏服・冬服の上下どちらもグリーン購入法に適合している。市指定の防寒具は、グリーン購入法に適合していないため集計対象外としている。